

厚生労働大臣が定める者等（平成 12 年厚生省告示第 23 号）及び厚生労働大臣が定める施設基準（平成 12 年厚生省告示第 26 号）の一部改正について

1. 要旨

平成 22 年度診療報酬改定において、診療報酬の算定方法（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）及び基本診療料の施設基準等（平成 20 年厚生労働省告示第 62 号）の一部が改正されることに伴い、厚生労働大臣が定める者等（平成 12 年厚生省告示第 23 号）及び厚生労働大臣が定める施設基準（平成 12 年厚生省告示第 26 号）の一部を改正する。

2. 改正内容

○厚生労働大臣が定める者等の一部改正

平成 22 年度診療報酬改定により、診療報酬の算定方法別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科診療報酬点数表」という。）第 2 章第 9 部第 1 節中「後期高齢者処置」及び「後期高齢者精神病棟等処置料」が「長期療養者褥瘡等処置」及び「精神病棟等長期療養患者褥瘡等処置」に変更されることとなる。

これに伴い、介護老人保健施設等における特定治療の算定要件を定める厚生労働大臣が定める者等第 20 号の規定中、「後期高齢者処置」及び「後期高齢者精神病棟等処置料」を「長期療養者褥瘡等処置」及び「精神病棟等長期療養患者褥瘡等処置」に改めることとする。

○厚生労働大臣が定める施設基準の一部改正

現在、厚生労働大臣が定める施設基準第 15 号において介護老人保健施設等の療養体制維持特別加算（※）の算定要件として、平成 20 年度診療報酬改定前後の基本診療料の施設基準等の「20 対 1 配置病棟」を引用して、平成 20 年 4 月 1 日前後における療養病床転換の直前の病院の職員配置を規定している。

（※ 手厚い介護職員の配置を維持して介護老人保健施設に転換した場合の評価）

一方、平成 22 年度診療報酬改定により、医科診療報酬点数表第 1 章第 1 節中「療養病棟入院基本料」が改定され、現在の基本診療料の施設基準等に規定される「20 対 1 配置病棟」という定義が削除され、従来の「20 対 1 配置病棟」に相当する「療養病棟入院基本料 1」及び従来の「20 対 1 配置病棟」以外の病棟に相当する「療養病棟入院基本料 2」が新設されることとなる。

平成 22 年 4 月 1 日以降についても、療養体制維持特別加算の算定要件として、転換直前の職員配置を規定する必要があることから、「医科診療報酬点数表に規定する療養病棟入院基本料 1 の施設基準に適合しているものとして当該病院が地方厚生局長等に届け出た病棟」を、療養病床転換の直前の病院の職員配置の要件に追加する。

3. 施行日

平成 22 年 4 月 1 日

改 正 案	現 行
二十 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のイ(6)の厚生労働大臣が定めるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療 イ 医科診療報酬点数表第二章第七部により点数の算定されるリハビリテーション、同第九部により点数の算定される処置、同第十部により点数の算定される手術及び同第十一部により点数の算定される麻酔 (1) (略) (2) 第九部処置に掲げる処置のうち次に掲げるもの （一）一般処置に掲げる処置のうち次に掲げるもの a c (略) d 長期療養患者褥瘡等処置 e 精神病棟等長期療養患者褥瘡等処置 f z (略) （二）九 (略) （三）五 (略)	二十 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のイ(6)の厚生労働大臣が定めるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療 イ 医科診療報酬点数表第二章第七部により点数の算定されるリハビリテーション、同第九部により点数の算定される処置、同第十部により点数の算定される手術及び同第十一部により点数の算定される麻酔 (1) (略) (2) 第九部処置に掲げる処置のうち次に掲げるもの （一）一般処置に掲げる処置のうち次に掲げるもの a c (略) d 後期高齢者処置 e 後期高齢者精神病棟等処置料 f z (略) （二）九 (略) （三）五 (略)

改 正 案	現 行
十五 指定短期入所療養介護に係る療養体制維持特別加算の施設基準 イ 当該介護老人保健施設が次のいずれかに該当すること。 (1) (略) (2) 介護老人保健施設基準附則第十三条に規定する転換を行う直前において、療養病床を有する病院（診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の別表第一「内科診療報酬点数表」に規定する療養病床入院基本料1の施設基準に適合しているものとして当該病院が地方厚生局長等に届け出た病床、基本診療料の施設基準等の一部を改正する件（平成二十二年厚生労働省告示第七十二号）による改正前の基本診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十二号。以下この号において「新基本診療料の施設基準等」という。）第五の三(2)イ②に規定する二十対一配置病床又は新基本診療料の施設基準等による廃止前の基本診療料の施設基準等（平成十八年厚生労働省告示第九十三号）第五の三(2)ロ①②に規定する二十対一配置病床を有するものに限る。）であつた介護老人保健施設であること。	十五 指定短期入所療養介護に係る療養体制維持特別加算の施設基準 イ 当該介護老人保健施設が次のいずれかに該当すること。 (1) (略) (2) 介護老人保健施設基準附則第十三条に規定する転換を行う直前において、療養病床を有する病院（基本診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十二号。以下この号において「新基本診療料の施設基準等」という。）第五の三(2)イ②に規定する二十対一配置病床又は新基本診療料の施設基準等による廃止前の基本診療料の施設基準等（平成十八年厚生労働省告示第九十三号）第五の三(2)ロ①②に規定する二十対一配置病床を有するものに限る。）であつた介護老人保健施設であること。